

学校法人 和洋学園では、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に則り、以下の行動計画を策定し、実施に努めております。

学校法人 和洋学園 一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法）

全ての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2020（令和2）年4月1日から2025（令和7）年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 「3歳に満たない子を養育する職員」として子の3歳の誕生日の前日までとなっている育児短時間勤務について、当該職員が希望する場合、子の就園等に配慮して、3歳に達した年の年度末まで取得可能に変更・整備する。

【方策と実施時期】

2020年 4月～	関係規程を整備・改正する。
2020年 5月～	規程および育児短時間勤務制度の改正を、イントラネット（学内LAN）によって事業所内に周知する。

目標2 所定外労働を、2019（令和元）年度実績から5%以上削減する。

【方策と実施時期】

2020年 4月～	衛生委員会に毎月の所定外労働の実績を報告し、情報共有するとともに原因の分析等を行う。
2020年10月～	削減のための方策を検討・実施する。
2021年 4月～	方策の効果を検証・分析する。
2021年 5月～	対応方策を改善・実施する。

目標3 有給休暇の取得率を全員50%以上にする。

【方策と実施時期】

2020年 4月～	全職員の前年度の有給休暇取得率（付与日数基準）を確認する。
2020年 6月～	前年度取得率50%未達成者の原因・事由等を分析する。
2020年 8月～	取得率向上のための呼びかけをイントラネット（学内LAN）によって事業所内に周知する。
2021年 4月～	取得率の確認・分析・対応方策を検討する。

学校法人 和洋学園 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

全ての教職員が、その能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、職場と家庭の両方において、出産・子育てを支援する職場風土を構築するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2016年4月1日から2021年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 女性の活躍推進のため、女性だけに子育ての負担がかからないように男女を問わず育児休業の取得を促進し、子育てを行う職員が就業を継続して活躍できる雇用環境を構築するため、管理職育成研修を実施するとともに、子育てを行う職員を含む全職員が管理職を目指し易くするため、就業規則第15条第3項に定める勤務時間を越えた、管理職の労働時間を平成27年度実績から5%以上削減する。

【取組内容と実施時期】

平成28年4月～	研修内容を精査・決定 労働時間の実績把握・原因の分析、削減目標数値の検討・決定
平成29年4月～	研修の実施 労働時間削減の実施
平成30年4月～	平成32年度まで、前年度の実績を分析、改善、実施

目標2 出産をする、子育てを行う職員を含む全職員が、仕事と個人生活の調和を図れるように有給休暇取得率を平成32年度までに現状の10%から20%以上にする。

【取組内容と実施時期】

平成28年4月～	有給休暇取得の目標を、年度毎に周知
平成29年4月～	平成32年度まで、前年度の実績を分析、改善、実施